

寒川町告示第 5 5 号

令和 8 年度国民健康保険料の料率及び減額を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和 3 4 年寒川町条例第 8 号）第 1 6 条第 3 項、第 1 6 条の 6 の 6 第 3 項、第 1 6 条の 1 1 第 3 項、第 1 6 条の 1 6 第 3 項、第 2 0 条第 2 項並びに第 2 0 条の 3 第 2 項及び第 5 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

- 1

一般被保険者に係る基礎賦課額（医療分）の保険料率

(1)

所得割

100分の6.01

(2)

被保険者均等割

26,170円

(3)

世帯別平等割

ア

特定世帯、特定継続世帯以外の世帯

23,150円

イ

特定世帯

11,580円

ウ

特定継続世帯

17,370円
- 2

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の保険料率

(1)

所得割

100分の2.66

(2)

被保険者均等割

11,420円

(3)

世帯別平等割

ア

特定世帯、特定継続世帯以外の世帯

10,100円

イ

特定世帯

5,050円

ウ

特定継続世帯

7,580円
- 3

介護納付金賦課額（介護分）の保険料率

(1)

所得割

100分の2.36

(2)

被保険者均等割

12,570円

(3)

世帯別平等割

8,110円
- 4

子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の保険料率

(1)

所得割

100分の0.28

(2)

被保険者均等割

1,260円

(3)

18歳以上被保険者均等割

90円

(4)

世帯別平等割

ア

特定世帯、特定継続世帯以外の世帯

1,140円

イ

特定世帯

570円

ウ

特定継続世帯

860円

5	未就学児の被保険者均等割	
	(1) 基礎賦課額（医療分）	13,090 円
	(2) 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	5,710 円
	(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）	630 円
6	基礎賦課額（医療分）の減額	
	(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）	
	ア 被保険者均等割	18,320 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	16,210 円
	（イ）特定世帯	8,110 円
	（ウ）特定継続世帯	12,160 円
	(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）	
	ア 被保険者均等割	13,090 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	11,580 円
	（イ）特定世帯	5,790 円
	（ウ）特定継続世帯	8,690 円
	(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）	
	ア 被保険者均等割	5,240 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4,630 円
	（イ）特定世帯	2,320 円
	（ウ）特定継続世帯	3,480 円
7	後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の減額	
	(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）	
	ア 被保険者均等割	8,000 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	7,070 円
	（イ）特定世帯	3,540 円
	（ウ）特定継続世帯	5,310 円
	(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）	
	ア 被保険者均等割	5,710 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	5,050 円
	（イ）特定世帯	2,530 円
	（ウ）特定継続世帯	3,790 円
	(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）	
	ア 被保険者均等割	2,290 円
	イ 世帯別平等割	
	（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	2,020 円
	（イ）特定世帯	1,010 円
	（ウ）特定継続世帯	1,520 円

8 介護納付金賦課額（介護分）の減額

（1）条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	8,800 円
イ 世帯別平等割	5,680 円

（2）条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	6,290 円
イ 世帯別平等割	4,060 円

（3）条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2,520 円
イ 世帯別平等割	1,630 円

9 子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の減額

（1）条例第20条第5項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	890 円
イ 18歳以上被保険者均等割	70 円
ウ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	800 円
（イ）特定世帯	400 円
（ウ）特定継続世帯	610 円

（2）条例第20条第5項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	630 円
イ 18歳以上被保険者均等割	50 円
ウ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	570 円
（イ）特定世帯	290 円
（ウ）特定継続世帯	430 円

（3）条例第20条第5項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	260 円
イ 18歳以上被保険者均等割	20 円
ウ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	230 円
（イ）特定世帯	120 円
（ウ）特定継続世帯	180 円

10 基礎賦課額（医療分）の未就学児の被保険者均等割額の減額

（1）条例第20条の3第3項に規定する減額

ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額	3,930 円
イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額	6,540 円
ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額	10,470 円

- 1 1 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
（1）条例第20条の3第3項に規定する減額
- ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額
1,710 円
 - イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額
2,860 円
 - ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額
4,570 円
- 1 2 子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
（1）条例第20条の3第4項に規定する減額
- ア 条例第20条第5項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額
190 円
 - イ 条例第20条第5項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額
320 円
 - ウ 条例第20条第5項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額
500 円